

滋賀県家庭教育協力企業協定制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、家庭教育をはじめ子どもたちを育てる様々な営みを社会全体で支え合うため、企業および事業所（以下「企業」という。）と滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が協定を結び、企業における子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進することを目的とします。

(対象企業)

第2条 第1条に定める目的のために、第3条に掲げる取組1から取組5までのうちから、2項目以上に取り組みようとする企業を対象とします。

(取組項目)

第3条 取組項目およびその概要は次のとおりとします。

項目	概要
取組1 我が社の子育て環境づくりを進めよう！	職場で従業員が家庭教育についての講話を聴く機会を設けたり、家庭教育に関する啓発ポスターを掲示したりするなど、子育て支援に向けて企業自らが積極的な取組を進めます。
取組2 働く姿を見せよう、仕事について語り合おう！	子どもたちが働くことの大切さ、また大変さや喜びを学べるように、従業員の子どもたちに大人の働く姿を見せたり、仕事について語り合ったりする機会をつくれます。また、地域の子どもたちを企業で職場体験として受け入れ、学習に協力します。
取組3 子ども体験活動を支援しよう！	学校や地域での子どもたちの様々な活動に企業として、また地域住民の一員として積極的に協力、支援をします。
取組4 学校へ行こう！	参観日や保護者会などへの参加を働きかけたり、休暇が取りやすい職場環境づくりに努めたりするなどして、従業員が積極的に学校へ行ける職場をつくれます。
取組5 「淡海子育て応援団」に加入しよう！	地域の企業として「淡海子育て応援団」に参加し親と子が利用しやすい設備の充実や子育て支援のためのサービスの提供などに取り組みます。

(申込み)

第4条 協定を締結しようとする企業は、様式第1号「滋賀県家庭教育協力企業協定申込書」により教育委員会へ申込みをします。

(協定の締結)

第5条 教育委員会は申込書を受理したときは、調整の上速やかに申し出企業と協定を締結します。

(協定書)

第6条 教育委員会と協定を締結した企業（以下「協定締結企業」という。）は、協定書（様式第2号）を交わすとともに、これを企業内に掲示し全従業員に周知するものとします。

(協定締結企業の取組)

第7条 協定締結企業は、第4条の規定に基づく「滋賀県家庭教育協力企業協定申込書」に記載された取組を、主体的に進めるものとします。

(教育委員会の支援)

第8条 教育委員会は、協定締結企業の求めにより、または必要に応じて、次のとおり協定締結企業の取組を支援するものとします。

- (1) 子育てについて学ぶ機会を支援します。
- (2) 県教育委員会広報紙を配布します。
- (3) 県ホームページや県教育委員会広報紙などで、企業の取組を紹介します。

(県民への情報提供)

第9条 教育委員会は、この協定に基づく協定締結企業の取組について、県民に対して情報提供に努めるものとします。

(協定の期間および更新)

第10条 協定の期間および更新については、次のとおりとします。

- (1) 協定の期間は、協定締結の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとします。
- (2) 協定期間終了時に、協定締結企業から協定の解約希望がない場合は、協定を更新するものとします。また、その期間は、更新の日から2年とします。

(取組状況の報告および次年度計画の提出)

第11条 協定締結企業は、様式第3号「滋賀県家庭教育協力企業協定制度取組状況報告書」、および様式第4号「滋賀県家庭教育協力企業協定制度取組計画書」により、当該年度の取組状況および翌年度の計画を、毎年度末日までに教育委員会へ提出するものとします。

(協定の解約)

第12条 教育委員会は、次に掲げる場合には協定を解約するものとします。

- (1) 協定締結企業が協定締結の要件を満たすことができなくなった場合
- (2) 協定締結企業が協定事項を履行していない、または協定事項についての取組が不十分であると認めた場合
- (3) 上記のほか、協定締結企業の信用失墜行為があったと認めた場合

(協定書の返還)

第13条 第12条の規定により協定を解約した場合は、協定締結企業は協定書を遅滞なく返還しなければなりません。

(所掌)

第14条 この要綱に関する事務は、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課において所掌します。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めます。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行します。

付 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行します。